

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令新旧対照条文  
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百十二（略）</p> <p><u>四百十三</u> 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）</p>	<p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百十二（略）</p>

※ この改正は、平成十八年十月一日から施行になります。